平成２１年（フ）第１６４号
千葉県木更津市清見台３丁目６番７号　北川荘102号
債務者　川崎　正夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１６５号
千葉県木更津市清見台３丁目６番７号　北川荘102号
債務者　川崎由里子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第９９４号
高知県吾川郡いの町小川柳野2393番地２
債務者　多田　　滿
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１号
宮城県登米市南方町山崎35　柴崎方、住民票上の住所宮城県登米市中田町石森字下川原毛19番地５
債務者　猪股　　敬
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第６２号
宮城県登米市迫町佐沼字南元丁101番地
債務者　大畑真由美（旧姓岡元）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第６３号
宮城県登米市東和町錦織字芝山85番地３
債務者　石川真知子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１０７２号
熊本県宇土市新町１丁目152番地　市住５―20
債務者　松川　幸一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０９３号
熊本市本荘４丁目９番28―801号
債務者　石原　勝三
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１１０号
熊本市八反田２丁目14番６号
債務者　吉岡　　治
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１３０号
熊本市御領３丁目４番11―２号
債務者　西岡　美香
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１４８号
熊本市島町２丁目17番８号
債務者　牛島　智子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１６１号
熊本市戸島５丁目15番90号
債務者　上田　　舞
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２４４号
松江市浜乃木４丁目７番12号　コーポおおた103号
債務者　宮崎　芳美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５０号
松江市西津田６丁目７番６―301号　メゾンプラバ
債務者　山田　健一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５２号
松江市馬潟町32番地１　ウェルトップ107号室
債務者　谷　　広顕
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３００号
山口市秋穂東5091番地３
債務者　五十部仁子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
山口県美祢市秋芳町岩永本郷1088番地17
債務者　飯田美江子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
山口県防府市仁井令町１番10―202号　吉田ビル
債務者　山本　義久
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係